

◆ 平成22・23年度の保険料率

均等割 【1人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (所得-33万円) × 10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て)
---	---	--	---	-------------------------------

平成22年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします

- 1年間の保険料の上限額は50万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払い方法を、口座振替に変更できます

口座振替への変更をご希望される方は、町民課高齢者医療係へ申し出ください。

【手続きに必要なもの～本人の保険証、預金通帳とお届け印】

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成22・23年度は新しい保険料率になります。

後期高齢者
医療制度

後期高齢者医療制度
新しい保険料率が決まりました

◆ 保険料の軽減

□ 均等割の軽減（年額）

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	44,192円	4,400円
33万円	8.5割軽減	44,192円	6,628円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	44,192円	22,096円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	44,192円	35,353円

(例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

168万円 (年金収入)	-	120万円 (公的年金等控除額)	-	15万円※ (特別控除額)	=	33万円 (軽減判定の所得)	⇒	8.5割 軽減
-----------------	---	---------------------	---	------------------	---	-------------------	---	------------

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

◆保険料の減免
災害などで重大な損害を受けたときや失業その他特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料が減免となる場合があります。
詳しくは、町民課高齢者医療係へお問い合わせください。

□ 所得割の軽減

- 加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

□ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

所得割	均等割
かかりません	9割軽減 (年額4,400円)

◆ 年間保険料額の例（年金収入のみの例）

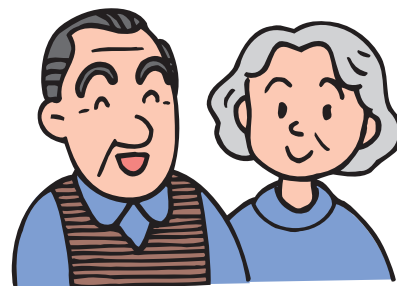
例として掲載したもので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

- 夫婦2人世帯（2人とも加入者）で妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成22年度年間保険料
80万円	夫	9割		4,400円
	妻	9割		4,400円
153万円	夫	8.5割		6,600円
	妻	8.5割		6,600円
168万円	夫	8.5割	5割	14,300円
	妻	8.5割		6,600円
180万円	夫	5割	5割	35,900円
	妻	5割		22,000円
211万円	夫	2割	5割	65,100円
	妻	2割		35,300円
250万円	夫			143,900円
	妻			44,100円

- 単身世帯（世帯主）の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成22年度年間保険料
80万円	9割		4,400円
153万円	8.5割		6,600円
168万円	8.5割	5割	14,300円
180万円	2割	5割	49,200円
211万円		5割	74,000円
250万円			143,900円



問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

町民課高齢者医療係
(☎【幕】54-6602)